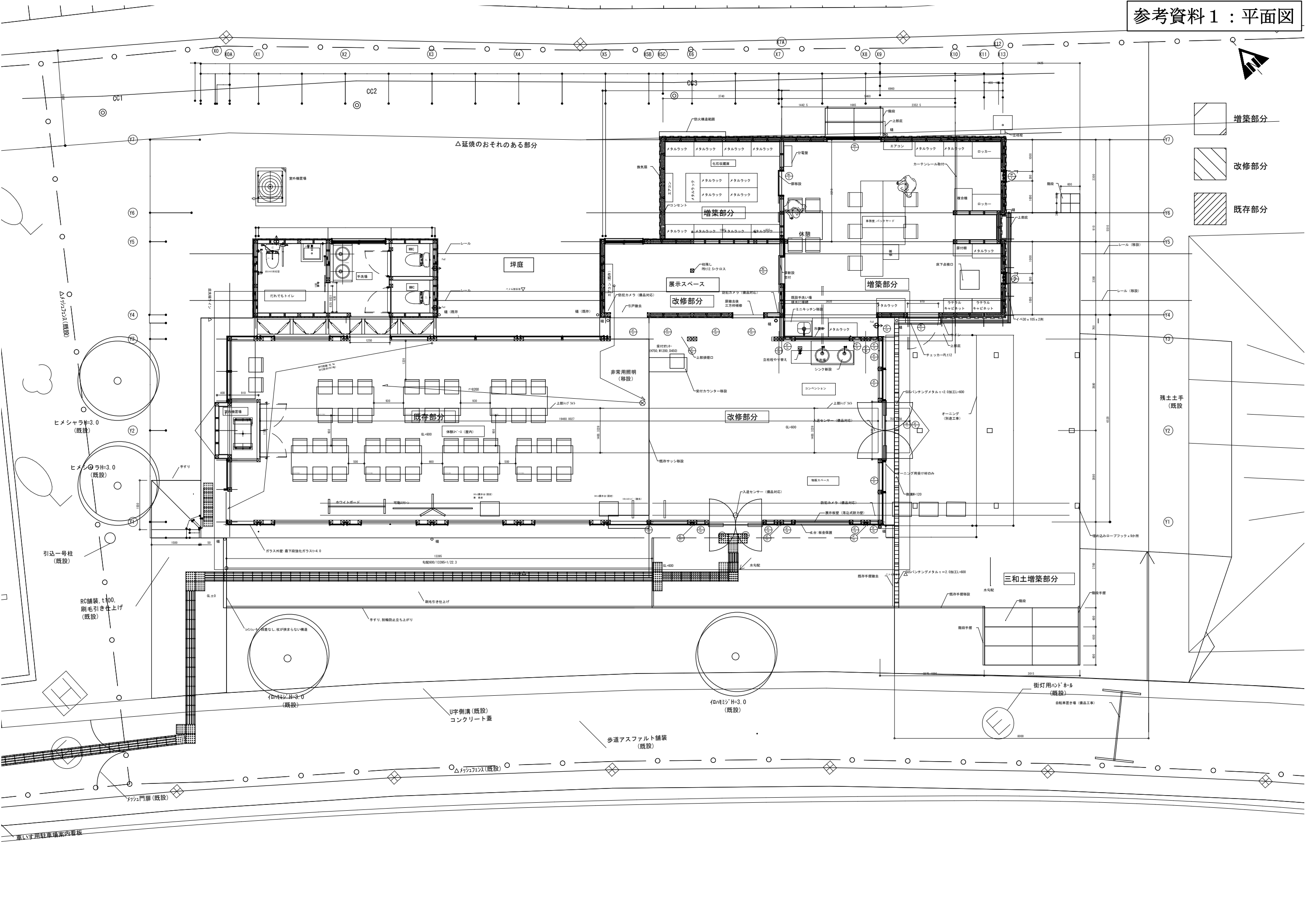
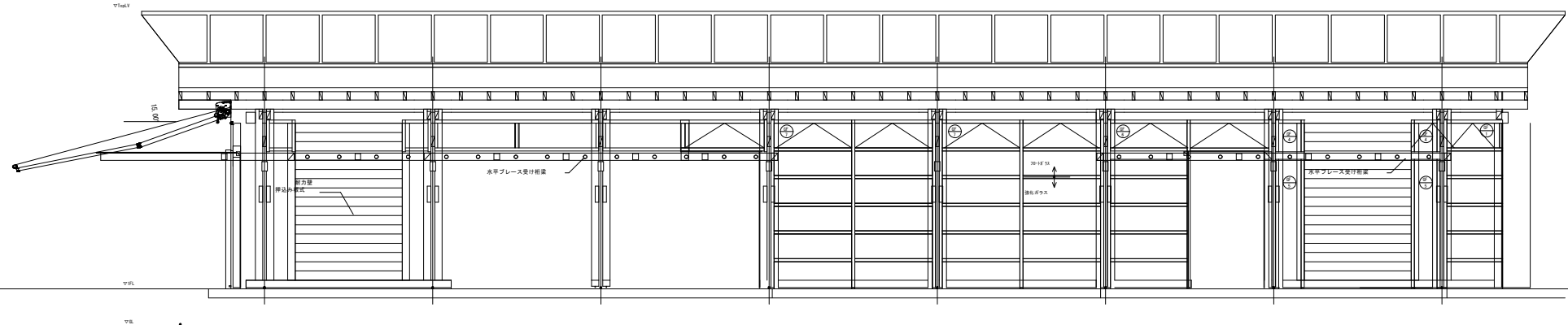




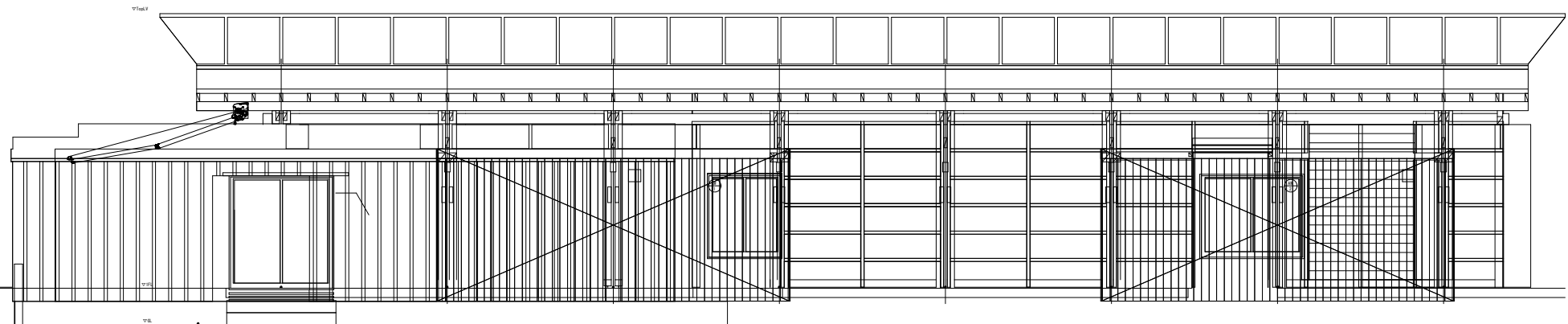
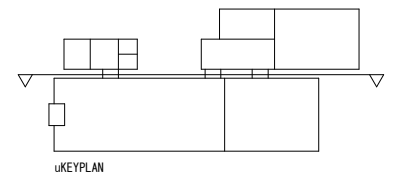
- 増築部分
- 改修部分
- 既存部分



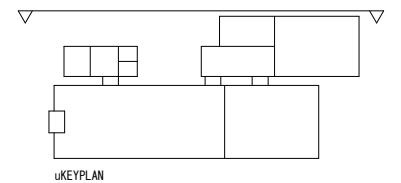
車いす用駐車場案内看板

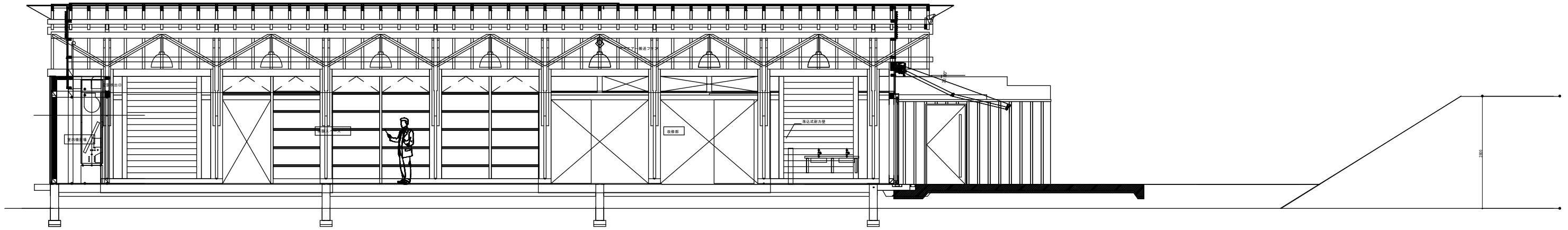


断面図(つなぎ通路部分)

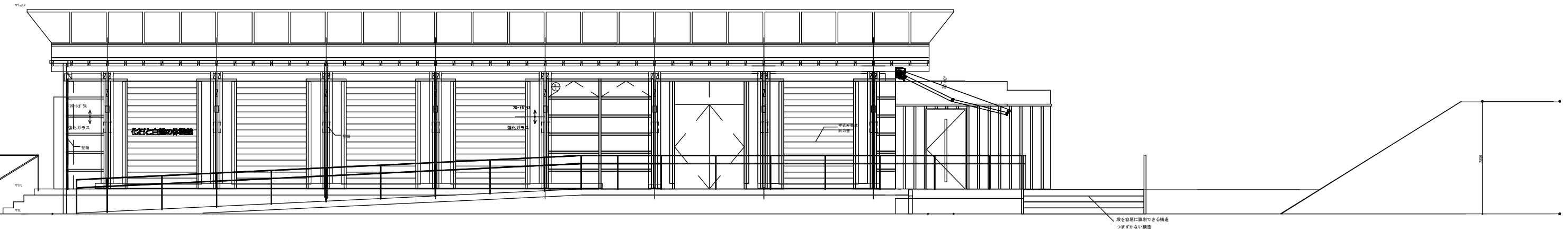
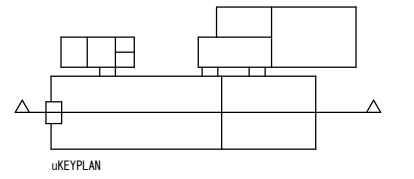


北側立面図

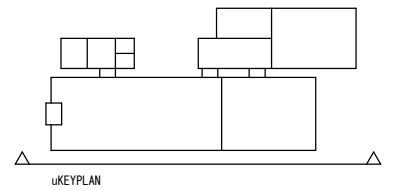




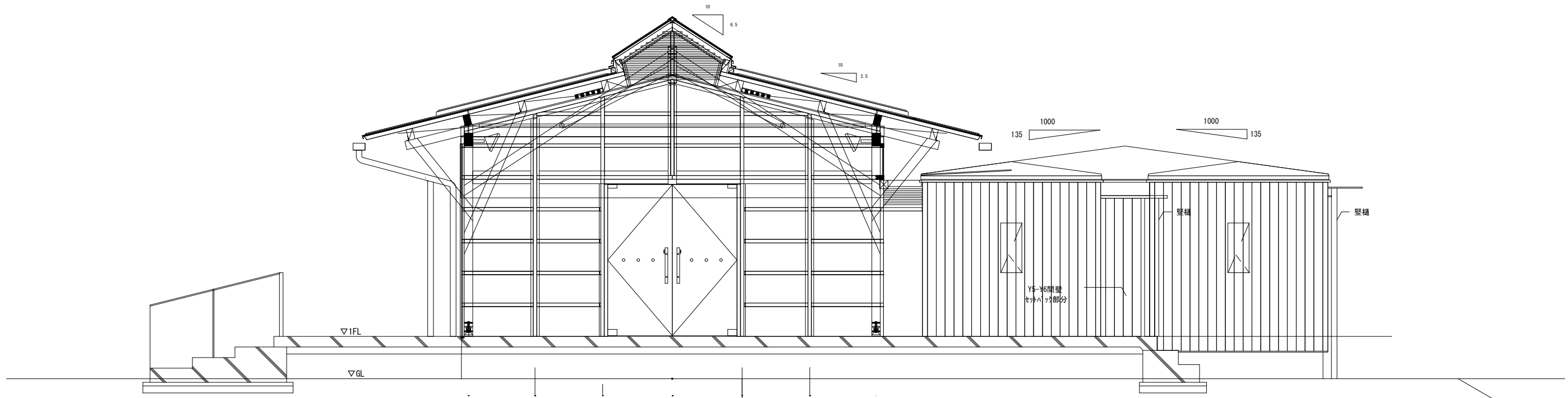
断面図(桁行)



南側立面図

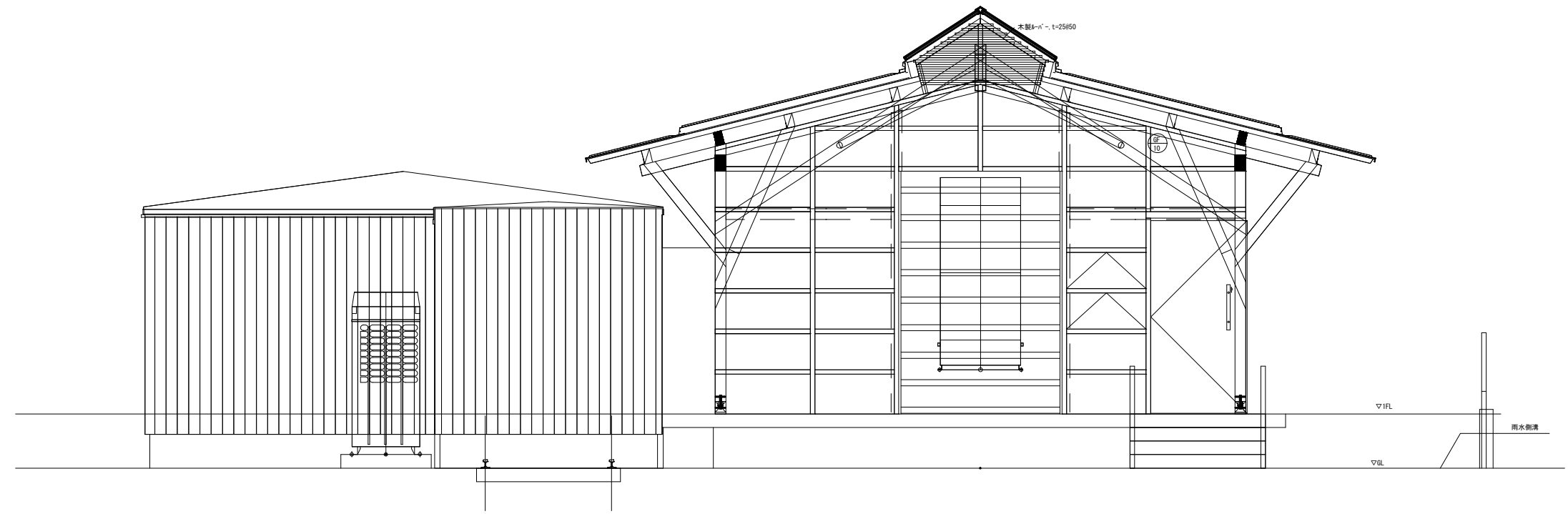
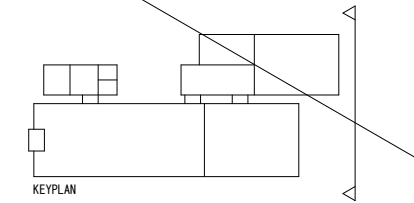


段を容易に識別できる構造
つまりかたない構造

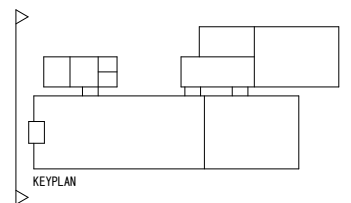


新設階段・手すり

三和土部分断面図



西側立面図



サメの歯 化石発掘



室内で化石発掘体験ができるよ！

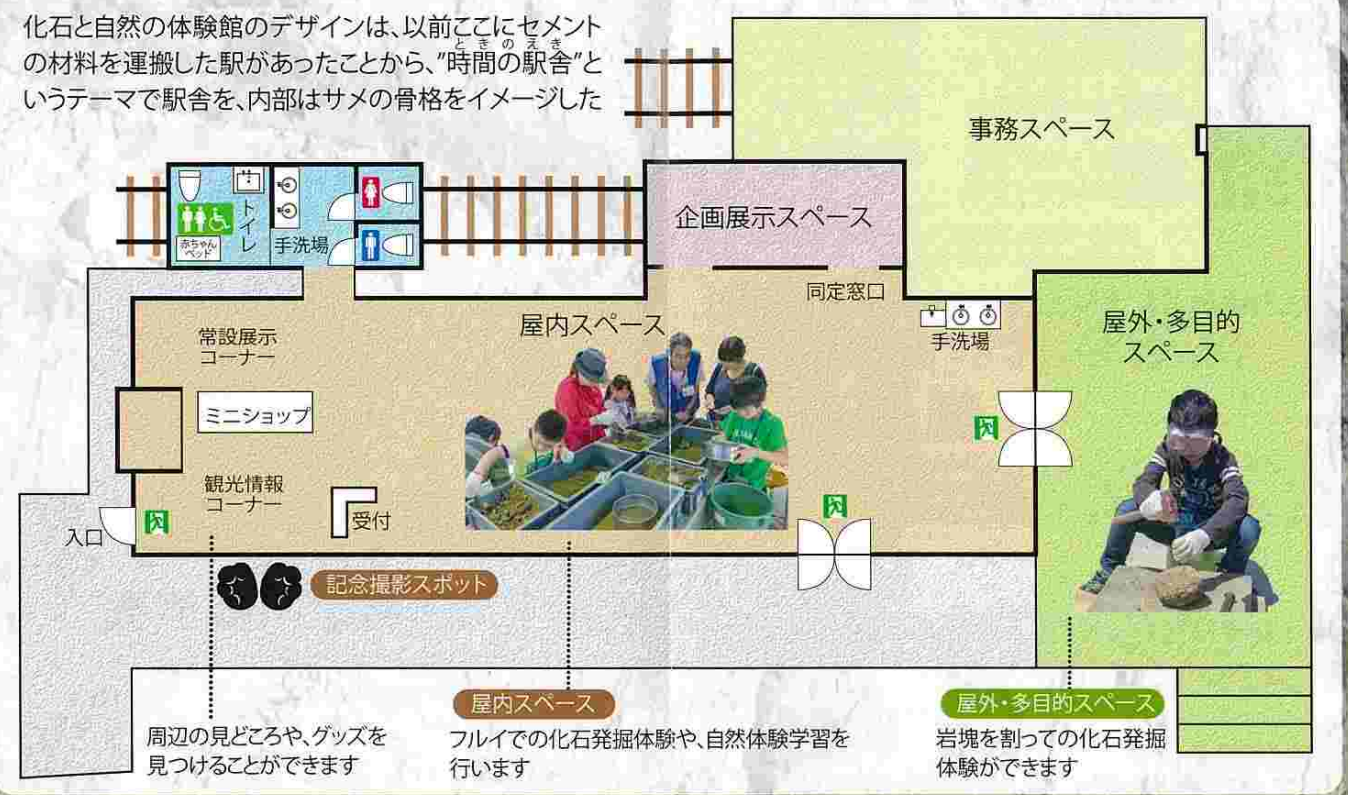
自然体験学習案内

体験館を拠点として様々な自然体験メニューを企画して

地層観察会	天体観察会	自然観察会
岩石標本作り	草木染め	ネイチャー クラブ

とぎのえき テーマは「時間の駅舎」

化石と自然の体験館のデザインは、以前ここにセメントの材料を運搬した駅があったことから、「時間の駅舎」というテーマで駅舎を、内部はサメの骨格をイメージした



周辺の見どころや、グッズを見つけることができます

フルイでの化石発掘体験や、自然体験学習を行います

岩塊を割っての化石発掘体験ができます

化石を発掘しよう!

講師による説明が受けられ
ふりいとハンマー・タガネを
使った化石発掘体験ができます
体験は有料です

※ 岩割発掘体験には軍手とゴーグルが必要です(販売有り)
参加には、事前の予約が必要です
(予約受付は、下記連絡先までお電話又はHPからお願いします)

ご予約
お問合せ **TEL 0493-35-3892**

ホームページ ▶ 東松山 体験館



化石発掘体験の流れ

受付

時間に余裕をもっておいでください(開始時間の10分前)

体験時間	土日	① 9:10~10:30	② 11:00~12:20
	祝日	③ 13:25~14:45	④ 15:15~16:35
	平日	① 10:10~11:30	② 13:30~14:50
夏休等の 平日※	① 9:10~10:30	② 11:00~12:20	
	③ 14:00~15:20		

※ 夏休み期間等の特別スケジュールについては、
予め当館HP等で確認ください

説明

体験の前に東松山市の地層や
化石について学びます



発掘体験

化石を含む岩塊から、ふりいとハンマー・
タガネを使って化石を発掘します



終了

見つけた化石は持ち帰る
ことができます

※調査研究が必要な化石は、
持ち帰りできない事もあります



発掘されたサメの歯の化石

東松山市化石と自然の体験館とは

1,500万年前、東松山市葛袋(くずぶくろ)地区は海でした。産業団地を造成する際、サメの歯の化石などを多く含む礫岩を保存し、2016年4月にオープンしたのが「東松山市化石と自然の体験館」です。体験館では、屋内で化石発掘が体験できるほか(要事前予約)、化石の展示、四季の自然体験学習会を随時開催しています。館内ではオリジナルグッズの購入や周辺観光情報の収集もできます。

【化石発掘体験料金】

市内小中学生	500円	市内一般	700円
市外小中学生	700円	市外一般	1,000円

※化石発掘体験は事前予約が必要です。
お電話またはHPよりお申し込み下さい。



お車で 関越道 東松山ICから約10分
関越自動車道「東松山IC」から川越川島方面へ。「インター前」交差点を右折、「葛袋」交差点を右折、次の信号を左折、直進250m

駐車場 ▶ ぼんどう山第2公園 10台(うち身障者用2台)
その他 ぼんどう山緑地・ぼんどう山第1公園

電車で 池袋から約50分 川越から約20分
東武東上線「高坂駅」下車、タクシーで約10分
「東松山駅」下車、タクシーで約15分

東松山市 化石と自然の体験館

〒355-0067 埼玉県東松山市坂東山13番地

東松山 体験館

開館 ▶ 午前9時~午後5時まで

休館 ▶ 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12/29~1/3)

ご予約・お問合せ **TEL 0493-35-3892**



指定管理者 (一社)東松山市観光協会



東松山市

化石と自然の 体験館

1500万年前の
サメの歯の化石
を発掘しよう!



化石調査員
あゆみん

化石調査員
まつくん

葛袋地区地層断面



参考資料4：東松山市化石と自然の体験館条例

○東松山市化石と自然の体験館条例

平成27年6月25日
条例第23号

(設置)

第1条 化石発掘体験及び自然学習の場を提供し、市の地域資源及び自然に親しむ機会を設けることで地域の活性化を図るとともに、化石を観光資源として活用するため、東松山市化石と自然の体験館(以下「体験館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 体験館は、東松山市坂東山13番地に置く。

(事業)

第3条 体験館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 化石発掘体験に関すること。
- (2) 自然学習の推進に関すること。
- (3) 化石の収集、保管及び展示に関すること。
- (4) その他体験館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日等)

第4条 体験館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、同法に規定する休日の翌日に繰り下げる。)
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、体験館の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第5条 体験館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が体験館の管理上必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、体験館を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、体験館への入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 体験館の建物、附属設備、備品又は展示品(以下「体験館の施設等」という。)を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 出版又は報道の業務に従事する者が取材のために使用するとき。
- (2) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、自己の責任に帰すべき事由により体験館の施設等を損傷し、又は滅失した場合においては、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、体験館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に体験館の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な体験館の利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に体験館の運営を行うことができること。
- (3) 体験館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務(次条に規定する指定管理者の業務をいう。以下同じ。)を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業に関する業務
- (2) 体験館の休館日又は利用時間の変更に関する業務
- (3) 利用料金(第16条に規定する利用料金をいう。)の納付に関する業務
- (4) 原状回復に関する業務
- (5) 体験館の施設等の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務(管理の基準等)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に体験館の運営を行うこと。
- (2) 体験館の施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
 - (2) 第11条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
 - (3) 前条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
(指定管理者による施設の現状変更等)

第15条 指定管理者は、体験館の施設等の改修、増設その他市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第16条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に体験館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、別表に定める使用料の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。
(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 第9条の規定による指定その他これに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても第10条各項の規定の例により行うことができる。

附 則(平成29年3月23日条例第18号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第7条、第16条関係)

内容	区分		使用料
化石発掘体験	市内に住所を有する者	小・中学生	1人1回 500円
		一般	1人1回 700円
	市外に住所を有する者	小・中学生	1人1回 700円
		一般	1人1回 1,000円

参考資料5：入館者数・体験者数について

化石と自然の体験館入館者数・体験者数について

		H28~R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
入館者数(人)		79,254	12,201	14,619	15,904	15,620	15,922	137,598
化石発掘体験者数(人)		46,010	11,764	13,009	13,752	13,697	14,117	98,232
内訳(人)	市内	5,633	1,333	1,148	1,007	1,147	1,285	10,268
	市外	40,377	10,431	11,861	12,745	12,550	12,733	87,964
出張講座(人数のみ集計)							99	